

(厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)の一部を次の表のよ
うに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>	<p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算Ⅱの算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者にあつては当該研修を修了しているものとみなす。)</p>